

令和6年

調査の流れ

調査は、

総務省統計局 → 都道府県 → 市町村 → 指導員 → 調査員 → 調査世帯

という流れで実施されます。

調査員の身分と守秘義務

調査員は、市町村長の推薦に基づいて、都道府県知事が任命する「非常勤の地方公務員」です。調査員には、その身分を証明するための「調査員証」が交付されます。

また、調査員には守秘義務が課されるため、これに反した場合の罰則も定められています。



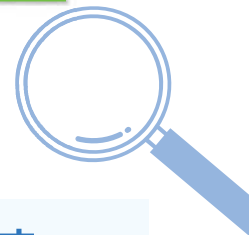
この調査の結果は国や地方自治体の重要な政策に使われます

- 介護保険料の算定基準の検討
- 生活保護の扶助額基準の検討
- 地域における労働者生計費の検討
- 所得格差、資産格差の現状把握
- 高齢者の金融資産保有状況の把握

(2019年「全国家計構造調査」の利用状況から)



全国家計構造調査 調査員募集



実施目的 特に重要な国の統計調査です

「全国家計構造調査」は、家計における消費や所得、資産などの実態を総合的に把握するため、総務省統計局が「統計法」に基づく「基幹統計調査」として実施します。



調査員の役割 調査員の力が必要です

調査を正確に実施するためには、調査員の力が欠かせません。あなたも調査員として、私たちと一緒に仕事をしてみませんか。



募集資格 ご応募をお待ちしています

申込みできる方は原則20歳以上の方です

- ※ 自営・学生・主婦・ご高齢の方など、幅広い方に調査員の仕事をいただいています。
- ※ 調査員に任命された場合、非常勤の地方公務員（都道府県）という立場で仕事をさせていただきます。



〈連絡先〉

御前崎市企画政策課
TEL：0537-85-1161

「全国家計構造調査」の詳細については、総務省統計局ホームページをご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2024/> 全国家計構造調査 検索

仕事の流れ

7月～8月

調査員事務打合せ会

仕事の内容について説明を受けます。



担当区域の確認

担当区域を確認し、すべての世帯に広報リーフレットを配ります。

8月中旬～下旬

世帯一覧の作成

担当区域内のすべての世帯を訪問し、世帯員の人数などを聞き取ります。聞き取った結果を基に「世帯一覧」を作成し、市町村に提出します。



調査票の記入依頼

「世帯一覧」に基づき、市町村から12世帯の調査世帯が指定されます。調査世帯を訪問し、調査票（「家計簿」、「世帯票」等）への記入を依頼します。調査世帯に、紙の調査票での回答か、インターネットでの回答かを選んでもらいます。



10月上旬

「世帯票」の回収

調査世帯から「世帯票」を回収し、記入内容を確認した上で、市町村に提出します。調査世帯の「家計簿（10月分）」への記入状況を確認します。

10月下旬

「家計簿（11月分）」の配布



11月上旬

「家計簿（10月分）」の回収 「年収・貯蓄等調査票」の配布

調査世帯から「家計簿（10月分）」を回収し、記入内容を確認した上で、市町村に提出します。「年収・貯蓄等調査票」を配布し、記入方法を説明します。

11月下旬

「年収・貯蓄等調査票」の回収

調査世帯から「年収・貯蓄等調査票」を回収し、そのまま市町村に提出します。



12月上旬

「家計簿（11月分）」の回収

※インターネットで回答した調査世帯の調査票は回収不要です。

以上で調査は終了です！

基本調査

全国で約3,400人の調査員を募集します

特徴1 調査世帯には、「家計簿」（2か月間）への記入をお願いします。

特徴2 「世帯票」と「年収・貯蓄等調査票」の2種類の調査票への記入をお願いします。

特徴3 調査世帯は、インターネットで調査へ回答することが可能となっています。

特徴4 スマートフォンまたはタブレットをお持ちの調査世帯は、カメラで日々のレシートを撮影することで、簡単に家計簿への入力ができます。



家計簿

商品やサービスへの日々の支出や収入について調査します。

世帯票

世帯の構成や保有する住宅や土地などを調査します。

年収・貯蓄等調査票

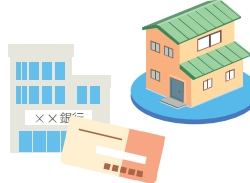
年間収入や預貯金などの金融資産の残高などを調査します。

簡易調査

全国で約3,700人の調査員を募集します

特徴1 調査世帯には、「世帯票」と「年収・貯蓄等調査票」の2種類の調査票への記入をお願いします。

特徴2 調査世帯は、インターネットで調査へ回答することが可能となっています。



コールセンターでも調査世帯の皆様へ調査への回答方法などを案内しますのでご安心ください。



未経験の方も、ぜひご応募ください。

仕事の流れ

7月～8月

調査員事務打合せ会

仕事の内容について説明を受けます。



担当区域の確認

担当区域を確認し、すべての世帯に広報リーフレットを配ります。



10月上旬

世帯一覧の作成

担当区域内のすべての世帯を訪問し、世帯員の人数などを聞き取ります。聞き取った結果を基に「世帯一覧」を作成し、市町村に提出します。

10月下旬～11月上旬

調査票の記入依頼

「世帯一覧」に基づき、市町村から12世帯の調査世帯が指定されます。調査世帯を訪問し、調査票（「世帯票」、「年収・貯蓄等調査票」）への記入を依頼します。調査世帯に、紙の調査票での回答（郵送回答可能）か、インターネットでの回答かを選んでもらいます。

11月中旬～下旬

調査票の回収

調査世帯から調査票を回収し、そのまま市町村に提出します。11月中旬までに郵送またはインターネットで回答した調査世帯の調査票は回収不要です。



以上で調査は終了です！